

様式 1

受付番号

年 月 日

大阪府知事 様

「カーボンニュートラル広報・発信事業」 企画提案公募

応募申込書

応募者	
企業名等	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 （代表・直通）	
F A X 番号	
メールアドレス	

様式 2

「カーボンニュートラル広報・発信事業」 企画提案公募

企 画 提 案 書

記入日	年	月	日
1 企画提案名			
2 応募事業者名			
企業名等			
3 見積額			
金	円（消費税及び地方消費税含む）		
4 企画提案書のアピールポイント			
企画内容のアピールポイントを記載してください。「別紙のとおり」と記載し、任意の別紙を添付しても構いません。			

(1) ※提案を求める項目を記載してください。

(2)

(3)

様式3

「カーボンニュートラル広報・発信事業」 企画提案公募

応募金額提案書

事業者名	
------	--

提案金額合計	円 (消費税及び地方消費税含む)
--------	---------------------

□内 訳 (※各項目は例示です。適宜修正してください)

(1) 人件費	円
(2) 使用料 (会場・設備使用料等)	円
(3) 広報・PR関係経費	円
(4) 企画・管理費等事務費 (資料作成や準備経費、交通費等)	円
(5) その他 (イベント実施委託等)	円
合 計	円

○ 消費税及び地方消費税を含む金額で記載してください。

○ 積算内訳を別途添付して下さい。

様式 4

「カーボンニュートラル広報・発信事業」 企画提案公募
事業実績申告書

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	その他成果

上記については、事実と相違ありません。

事業者名 _____

代表者氏名 _____

様式 5

共同企業体届出書

代表構成員
大阪府知事 様 『カーボンニュートラル広報・発信事業』に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。 なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 1
大阪府知事 様 『カーボンニュートラル広報・発信事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおりで参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 2
大阪府知事 様 『カーボンニュートラル広報・発信事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおりで参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

様式 6

『カーボンニュートラル広報・発信事業』に係る業務委託

共同企業体協定書

(目 的)

第 1 条 当共同企業体は、大阪府が発注する『カーボンニュートラル広報・発信事業』に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 1 年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後 6 ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第 1 項の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

1 名称.....

2 名称.....

3 名称.....

4 名称.....

5 名称.....

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

(1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。

(2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

(3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記
名の上、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

様式 7 (構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 (職 氏名) を代理人と定め、
「カーボンニュートラル広報・発信事業」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自：年 月 日 至：年 月 日

(注) 委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

様式 8－1 (代表構成員が代表取締役の場合)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

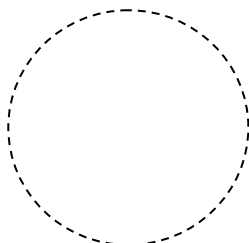
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を『カーボンニュートラル広報・発信事業』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式 8－2 (代表構成員が受任者の場合)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

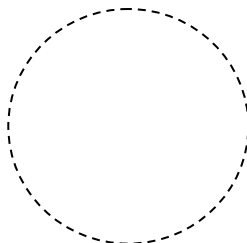
所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役 職 氏 名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を『カーボンニュートラル広報・発信事業』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式 9

誓 約 書

「カーボンニュートラル広報・発信事業に係る企画提案公募要領」に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事 様

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式10その1（元請負人用）

事業名： カーボンニュートラル広報・発信事業

誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にし点を記入してください。）

大阪府知事 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日

（1）次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

①暴力団員

②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者

④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者

⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（2）元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。

②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。

③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。

④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったときは誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。

（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）

⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

様式 10 その2（下請人等用）

事業名： カーボンニュートラル広報・発信事業
誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。）

大阪府知事 様
年 月 日 所在地
商号又は名称
代表者の氏名
代表者の生年月日 年 月 日

- （2）次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。**
- ①暴力団員
 - ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
 - ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
 - ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
- （2）下請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）**
- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
 - ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、元請負人を通じて、府に通知してください。
 - ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
 - ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、元請負人からその契約の解除を求められます。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
 - ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。
※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

障がい者の雇用状況について

(常用雇用労働者の数 40.0 人未満の事業主用)

令和 6 年 6 月 1 日現在

A 事業主	住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	(郵便番号) — (電話番号) () —	
	(フリガナ) 法人名称		
	(フリガナ) 氏名又は代表者氏名	(記名)	
	事業の種類		
B 雇用の状況	区 分		人数等
	① 除外率		%
	② 常用雇用労働者の数		
	イ 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人
	ロ 短時間労働者の数		人
	ハ 常用雇用労働者の数 [イ + (ロ × 0.5)]		人
	ニ 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数		人
	③ 常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数		
	ホ 重度身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	ヘ 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	ト 重度身体障がい者である短時間労働者の数		人
	チ 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数		人
	リ 重度身体障がい者である特定短時間労働者の数		人
	ヌ 身体障がい者の数 [(ホ × 2 + ヘ + ト + ((チ + リ) × 0.5))]		人
	ル 重度知的障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	ヲ 重度知的障がい者以外の知的障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	ワ 重度知的障がい者である短時間労働者の数		人
	カ 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数		人
	ヨ 重度知的障がい者である特定短時間労働者の数		人
	タ 知的障がい者の数 [(ル × 2) + ヲ + ワ + ((カ + ヨ) × 0.5)]		人
	レ 精神障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	ソ 精神障がい者である短時間労働者の数		人
	ツ 精神障がい者である特定短時間労働者の数		人
ネ 精神障がい者の数 [レ + ソ + (ツ × 0.5)]		人	
④ 計 [③のヌ + ③のタ + ③のネ]		人	
⑤ 実雇用率 (④ / ② のニ × 100)		%	
備考	※支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合 本社の住所及び名称：		

〔記入方法〕

- 1 障害者雇用促進法第 43 条に準じて記入してください。
- 2 事業主の氏名については、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記名してください。
- 3 ①欄には、各事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、その除外率を記入してください。
- 4 ②の二欄には、②のハ欄の数に①欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を②のハ欄の数から控除した数を記入してください。
- 5 ②ハ及び二欄、③ヌ、タ及びネ欄並びに④欄には、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 ⑤欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

※ この報告書は、当該事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所について記入してください。(様式コピー可)

※ ①の除外率を事業所(本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等)毎に適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②の二の労働者を合計した人数で除した数値を事業主(企業全体)の雇用率とします。

(記入に当たっての注意事項)

○ 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者であって、次のように1年を超えて雇用される者(見込みを含みます。)をいいます。なお、1週間の所定労働時間が 20 時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

※昼夜学生や2つの事業主に雇用されている労働者であっても、週所定労働時間が 20 時間以上である労働者は常時雇用する労働者となります。

- ① 雇用期間の定めのない労働者
- ② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
- ③ 一定の期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性がある限り、該当する)
- ④ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(上記③同様。)

以下の労働者については、取扱いにご留意ください。

- ☐ 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
- ☐ 「休業中」の労働者(育児休業等含む。)は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用雇用労働者に含まれます。
- ☐ 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者として扱います。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
- ☐ 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ☐ いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- ☐ 65 歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

○ 短時間労働者

短時間労働者とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者を行います。

○ 対象となる障がい者について

対象となる障がい者は、以下のいずれかに該当する労働者です。

(1) 身体障がい者、重度身体障がい者

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障がい者が2以上重複する方です。

重度身体障がい者とは、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方及び3級に該当する障がいを2以上重複して有すること等によって2級に相当する障がいを有する方です。

(2) 知的障がい者、重度知的障がい者

児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医(以下「判定機関等」といいます。)または障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された方です。

重度知的障がい者とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方です。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている方
- ・療育手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)とする判定書をもっている方(上記の判定機関等による判定書が対象です。)
- ・障害者職業センターにより重度知的障がい者と判定された方(障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。)

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

○ 雇用障がい者数のカウントの方法について

対象となる障がい者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

	常用雇用労働者		
		短時間労働者	特定短時労働者(※2)
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障がい者	1	0.5	
	重 度	1	0.5
知的障がい者	1	0.5	
	重 度	1	0.5
精神障がい者	1	1(※1)	0.5

※1 精神障がい者である短時間労働者について、当分の間、雇用率上、1人の雇用をもって1とカウントします。

※2 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとします。

[参考]除外率

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、倉庫業、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%
採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）、その他の鉱業、水運業	10%
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業（信書便事業を含む。）	20%
港湾運送業、警備業	25%
鉄道業、医療業、高等教育機関、介護老人保健施設、介護医療院	30%
林業（狩猟業を除く。）	35%
金属鉱業、児童福祉事業	40%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%
石炭・亜炭鉱業	50%
道路旅客運送業、小学校	55%
幼稚園、幼保連携型認定こども園	60%
船員等による船舶運航等の事業	80%
〔備考〕 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、介護医療院、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）において分類された業種区分によるものとする。	

※ 障がい者の法定雇用率引上げについて <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

注意！

報告書の作成にあたっては、障がい者である労働者の人数、障がい種別、障がい程度等を把握・確認していただく必要がありますが、これらの情報については、個人情報保護法をはじめとする法令等に十分留意しながら、適切に取り扱っていただく必要があります。

利用目的（大阪府の建設事業総合評価入札に用いること）の明示を行った上で、本人の同意を得てその利用目的のために必要な情報を取得してください。

具体的な対象者の把握・確認の方法については、下記URLの「ガイドラインの概要」及び「ガイドラインの本文」をご覧ください。

■ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要 ー事業主の皆様へー

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>

■ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの本文 ー事業主の皆様へー

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581119.pdf>